○環境省告示第百二十八号

自然再生推進法（平成十四年法律第百四十八号）第七条第六項の規定に基づき、自然再生基本方針（平成十五年四月環境省告示第五十八号）の全部を次のとおり変更したので、同条第七項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十六年十一月二十日

環境大臣　望月　義夫

自然再生基本方針

目次

1　自然再生の推進に関する基本的方向
⑴　わが国の自然環境を取り巻く状況
⑵　自然再生の方向性
ア　自然再生事業の対象
イ　地域の多様な主体の参加と連携
ウ　科学的知見に基づく実施
エ　順応的な進め方
オ　自然環境学習の推進
カ　地域の産業と連携した取組
キ　自然再生の継続実施
ク　自然再生後の自然環境の扱い
ケ　自然再生における希少種の保全及び外来種対策
コ　東日本大震災の経験を踏まえた自然再生
サ　自然再生の役割
シ　その他自然再生の実施に必要な事項
2　自然再生協議会に関する基本的事項
⑴　協議会の組織化
⑵　協議会の運営
3　自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
⑴　科学的な調査及びその評価の方法
⑵　全体構想の内容
⑶　実施計画の内容
⑷　情報の公開
⑸　全体構想及び実施計画の見直し
4　自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
⑴　自然環境学習プログラムの整備
⑵　人材の育成
⑶　情報の共有と提供
5　その他自然再生の推進に関する重要事項
⑴　自然再生推進会議・自然再生専門家会議
⑵　調査研究の推進
⑶　情報の収集と提供
⑷　普及啓発
⑸　協議会の支援
⑹　全国的、広域的な視点に基づく取組の推進
⑺　小さな自然再生の推進

1　自然再生の推進に関する基本的方向

⑴　わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。この中で急激な工業化とそれに伴う開発により、農地や林地の都市的土地利用への転換や沿岸域の埋立などの土地利用の変化が進んだ結果、国土の自然の質が低下し、多くの野生生物の生息・生育地が減少してきました。

また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為の働きかけによって二次的な自然環境が維持されてきた里地里山等においてもエネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為の働きかけが縮小撤退し、不適切な農薬・化学肥料の使用や経済性・効率性を優先した基盤整備の進行とあいまって、人と自然の相互作用により形成されてきた特有の生態系の質が変化してきました。

加えて、国境を越えた人や物の流れの増大などに伴い、野生生物の本来の移動能力を超えて人為的に導入された外来種が増加し、地域固有の生物相や生態系に対して大きな脅威を与えています。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、多くの野生生物の生息・生育環境の悪化や個体数の減少がみられ、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による影響の可能性も指摘されているさまざまな事例が観察されています。

平成20年６月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成24年９月に生物多様性国家戦略2012―2020が策定され、生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標（以下「愛知目標」という。）の達成に向けたわが国のロードマップが示されるとともに、平成23年３月に発生した東日本大震災の経験を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示され、自然共生社会の構築や愛知目標の達成のための施策を推進することとなりました。

自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。

⑵　自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。人間も生態系の一部であり、自然の恵みがあることではじめて暮らしていくことができ、また、私たちが地域ごとに有している食文化、工芸、郷土芸能などの多様な文化は、各地の豊かな自然環境に根ざしたものといえます。このような認識に立って、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育